

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

登米市

2 構造改革特別区域の名称

登米市観光どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

登米市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢

登米市は、宮城県の北東部に位置し、北は岩手県に接している。西部は丘陵地、北上川左岸の東部は山間地、その間を県内有数の穀倉地帯を形成する肥よくな登米耕土が広がっており、面積は536.38平方キロメートルと栗原市、大崎市、仙台市、石巻市に次いで県内第5位の広さを有している。

また、市域を3等分するように北上川、迫川が南北に貫流し、多くの支流が注いでいるほか、西部には水鳥の生息地として国際的に重要なラムサール条約指定登録湿地の「伊豆沼・内沼」をはじめ、豊かな水辺空間を有している。さらに、南東部には南三陸金華山国定公園の一部を有するなど、豊かな自然に恵まれた『水の里』らしさを形成している。

(2) 気候

気候は内陸性気候で、平成12年の年平均気温は11.7℃、年間降水量は1,020mm、冬期の降雨量は少なく、また降雪期間も比較的短く、東北地方にあつては、住み良い気象条件下である。

(3) 沿革

本市を構成する迫町、登米町、東和町、中田町、豊里町、米山町、石越町、南方町及び津山町は、明治、昭和の大合併を経験し行財政基盤の拡大を図りながら、平成17年4月1日の合併を経て、新しい登米市が誕生した。

(4) 人口

人口は、平成22年国勢調査において83,969人、平成17年国勢調査において89,318人で、平成17年国勢調査時より約6%減少している。一方、世帯数は平成22年国勢調査において25,002世帯で、平成17年国勢調査時の25,048世帯から微減であることから、1世帯当たりの人員は減少してきており、核家族化の進行など世帯構成の変化が進んでいることが分かる。

また、年齢別3階層人口は平成12年から平成22年の10年間に年少人口の割合が15.06%から12.6%に減少しているが、逆に高齢人口の割合が25.21%から28.3%に増加しており、少子高齢化が進んでいる。

(5) 産業

本市は、米を中心とした土地利用型農業を中核としているが、産業別にみた就業者の動向は、農林業などに従事する第1次産業から工業や商業等に従事する第2次産業と第3次産業へ転換が進み、特に第1次産業は昭和50年から平成12年の25年間で約3分の1に減少している。

しかし、平成12年の第1次産業就業者の比率16.3%は、県平均(6.6%)を大幅に上回っており、依然として本市の基幹産業としての役割を担っている。

また、工業等の第2次産業就業者比率37.7%は、県平均(27.0%)より高い値となっているが、商業等の第3次産業就業者比率は、県内の他圏域と比較すると最も低くなっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市は、農業関連分野での就業機会の拡大や農業関連所得の向上を図るため、登米の農業をテーマに異業種との連携によって「つくる～食べる～遊ぶ～学ぶ～憩う～泊まる」などの様々なことを体験でき、農業の顔が見えるアグリビジネスの創出を推進している。

なかでも、グリーン・ツーリズムを積極的に推進し、地域住民の農業関連所得の向上に努めるとともに、体験型・滞在型・週末利用型等の交流人口の拡大を図ることとしている。

それを具体的に進めていくため、前身の登米地域グリーン・ツーリズム推進協議会の組織を引き継ぎ、平成18年に登米市グリーン・ツーリズム推進協議会を設立し、“田畑があり、山があり、水があり、人があり、温もりがある”農家の暮らしをまるごと体験できる民泊型のファームステイを行っている。

受入客の多くは都市部の中学生の教育旅行で、春から夏にかけて年間300人程度を40件ほどの農家で受け入れており、中には、通年可能な体験を用意し本格的に受入態勢を整備した農家もある。

受入にあたっては、本市が積極的に推進している地産地消を基本に地元の食材を使った“普段着の食事”を提供するように心がけており、今後は、中学生の教育旅行に加え、対象を大人まで拡大した取り組みを進める必要がある。

このような取り組みを進める中で、当構造改革特別区域内での、農家民宿等による地元で丹精込めて栽培した米を使った「濁酒」製造は、豊富な地域農林水産物を食材とした郷土色豊かな食事メニューに新たなラインナップが加わることになり、都市と農村との交流促進はもとより、新商品の開発等による農商工連携による産業振興等が期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

近年、国民の意識は「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を求める方向に変わってきているとも言われ、とりわけ農業・農村は、食料生産の場だけではなく、地域独自の伝統文化の継承、美しい景観や緑の空間の保持のほか、自然とのふれあいを通じた環境・情操教育の場の提供等の幅広い役割が求められている。

本市では、平成 27 年度を目標年次とした登米市総合計画を策定しており、まちづくりの基本的な課題への対応を図るため、『安全・安心』、『産業・定住』、『環境・健康』をキーワードに、本市のそれぞれの地域がこれまで培ってきたまちづくりを尊重しながら、均衡ある地域の発展と、若者をはじめ多くの人々が「定住」するまち、市民と行政が一体となって英知と創造力を結集したまちづくりを進め、『市民との協働による登米市の持続的な発展』を目指すことを基本理念に据え、市民と行政の協働によるまちづくりを進めている。

この理念を踏まえ、本市の有する豊かな地域資源、農村文化及び田園風景等を活用したグリーン・ツーリズムを推進し、交流人口の拡大を目標とし、地域内のイベント等とタイアップすることにより、新たな顧客やリピーターを獲得し、観光客の増加につながることで、さらに、構造改革特区における濁酒製造の免許取得については、製造免許を取得した農家民宿等が濁酒を生産するようになれば、酒米の需要増により遊休農地の利活用が進むことが期待できる。

このように、観光と農業の連携した経営の促進を図り、特区を活用したグリーン・ツーリズムを推進することにより、産業の枠組みを超えた農山村志向型観光ビジネスを構築するものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本市には、年間を通じてたくさんの観光客が訪れているが、その多くは滞在時間の短い通過型観光となっており、市内を周遊する等滞在型観光へのシフトが課題となっている。

構造改革特別区域計画を実施することにより、滞在型観光に向けた有力な手段が加わることになり、都市と農山村の交流拡大が期待されるとともに、農林家に経済的な効果をもたらすことにつながる。

この特区のねらいは、酒造りにとどまらず、自然豊かな地元でとれる食材を使った料理と「濁酒」を組み合わせ提供することにより、地産地消が一層進むことにつながり、入込客が落ち込む冬季の観光客回復も期待できることや「濁酒」を原材料とした菓子等の新たな商品開発が行われ、登米市ブランドに新たな商品群が加わるものと期待される。

さらに、住民自らが直接地域振興に関わる機会が増えることにつながり、地域の中で自分の役割を見出し、地域への愛着や誇りが醸成されるとともに自己実現が図られ活力ある町づくりにつながるものである。

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿など）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる地域

登米市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2の記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2の記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化や産業振興を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原材料として濁酒を製造する場合、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。この特例措置を活用し濁酒を製造、そして特産品として位置づけ、来客者に提供することで観光客の誘客の促進や滞在型観光の推進が図られる。

また、地域の農業者に新たな農業経営の可能性が拡大し、農業の再生、発展に寄与する観点からも当該特例措置の適用が必要であると考えます。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査や調査の対象となる。

市では無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。